

宅建士登録のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\) \(外部サイトへリンク\)](#)

- eMLITで宅地建物取引士関係手続を行うには「eMLITアカウント」又は「GビズIDプライム」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。

[eMLITアカウントを取得する](#)

[GビズIDアカウントを取得する](#)

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 「添付ファイル」とされている「誓約書」、「実務経験証明書」等については、本ホームページの「様式」から適宜ダウンロードして作成の上、該当箇所へアップロードしてください。
- 「添付ファイル」とされている「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「住民票」、「合格証書」、「登録実務講習実施機関の発行する修了証」など、公的機関から発行を受けた書類（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）については、原本を電子ファイルにして、該当箇所へアップロードしてください。
- 申請画面中、添付ファイルとされている「(g), (h), (i), (m), (n)」へのアップロードは不要です。
- 「顔写真」については、申請前6か月以内に撮影した「肩から上、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真（縦横比1.25：1）」をファイル（jpeg形式）化したものを「添付ファイル」の「顔写真」の箇所にアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xls, .xlsx, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。

3 登録手数料について

- 登録手数料37,000円は、鹿児島県収入証紙を郵送するなどして納付していただくこととなりますが、申請先（鹿児島県土木部建築課管理係）から連絡があるまでは郵送等しないでください。

また、連絡があったときは速やかに、証紙販売所で購入した収入証紙とオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを同封の上、鹿児島県土木部建築課管理係へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

【郵送・持参先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部建築課管理係（宅建担当）

4 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。
上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

- ・受付時間

平日 8 : 30 ~ 18 : 15 (12 : 00 ~ 13 : 00, 土日祝日, 年末年始を除く)

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

- ・電話番号

03-4577-9227 (※通話料は申請者様負担になります。)

※繋がりづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp